

広島県告示第八百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和四年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団平川皮膚泌尿器科医院	三原市港町三丁目六番三五号	令和四年九月一日
ミヤオキ薬局 ペアシティ店	三原市城町一丁目二番一号	令和四年九月三〇日
庄原スマイル薬局	庄原市西本町二丁目一〇番九号	令和四年九月三〇日
オール薬局 庄原店	庄原市西本町二丁目二番一〇号	令和四年九月三〇日
東広島市社会福祉協議会北部訪問看護ステーション	東広島市福富町久芳一五四五番地一	令和三年三月三十一日
フタバ薬局 大国店	廿日市市大野一丁目八番九号	令和四年九月三〇日